

令和4年5月26日

京 都 市

令和3年度の業務履行に対する評価及び意見について（まとめ）

令和4年3月16日開催の第24回京都市ごみ収集業務評価推進会議において、令和3年度に実施した「市民アンケート調査結果」及び「市民アンケート結果とセルフチェック結果の比較」などに基つき、各委員から令和3年度の業務履行に対する評価や意見をいただいた。

アンケート調査結果などから、これまでの様々な取組を前向きに評価していただいたが、今後の取組に対する意見は次のとおりであった。いただいた御意見を踏まえ、今後のごみ収集業務の改善に活かしていく。

第24回京都市ごみ収集業務評価推進会議の評価及び意見

意見1：委託事業者との更なる連携等による公衆衛生の維持

- 京都市では、将来にわたる公衆衛生の維持を前提に、ごみ収集運搬業務の委託化を推進しており、令和3年度には63%まで委託化を進めてきた。この間、委託化が進む中であっても、市民サービスを低下させることなく安定的に収集業務を実施してきたこと、さらに、新型コロナウイルス感染が拡大する中であっても、適切な対策を講じ、臨機応変に対応することにより、ごみ収集業務を維持してきたことは評価したい。
- また、かねてから意見や要望が多かったカラスによるごみの散乱被害への対策について、市民の声に耳を傾け、防鳥用ケージ購入助成制度を創設することについても、併せて評価したい。
- 今後、令和6年度での委託化率70%、令和9年度での委託化率75%に向けて、ごみ収集業務の委託化を進めることとしており、更なる委託化率の上昇に伴い、委託事業者の役割がますます重要となる。このため、これまで以上に委託事業者と連携を図り、引き続き、公衆衛生の根幹を担うごみ収集業務を一日も欠かすことなく実施されたい。
- 併せて、令和4年4月の北部まち美化事務所と東部まち美化事務所の統合に際し、収集漏れや収集時間の大幅な遅れなどが生じないよう、市民生活への影響を最小限に抑えるよう取り組まれたい。

意見2：市民とのコミュニケーションによる資源ごみの分別ルール徹底

- 令和3年度に実施したプラスチック製品（以下、「プラ製品」という。）の分別回収の社会実験で得た市民アンケート結果等を踏まえ、令和5年4月からのプラ製品の分別回収を実施すること、また、この間、市民の身近な公園等に職員が出向き、資源物を回収する「移動式拠点回収」を拡充してきたことは評価したい。
- プラ製品の分別回収の実施に当たっては、まち美化事務所やエコまちステーションが、市民にとってより身近な存在として、これまでに培ってきた現場力を活かし、市民に寄り添って分別の相談等に応じることが極めて重要となる。これまで、プラスチック製容器包装の分別実施率が約40%にとどまっている状況を踏まえ、わかりやすい分別ルールを設定するとともに、移動式拠点回収をはじめ、フェイストゥフェイスで多くの市民とコミュニケーションが図れる貴重な機会を積極的に活用し、分別ルールの更なる徹底

を図ること。

- また、学生等への周知に当たっては、大学や不動産業者と連携するなど、効果的な分別ルール の啓発に取り組ま れたい。

意見 3：ごみ減量・資源循環の取組推進

- 京都市では、令和 3 年度末に「京・資源めぐるプラン」を策定し、ごみ減量施策のみならず、「持続可能な循環型社会」の実現に向けた新たな施策を、総合的かつ計画的に推進していくこととしており、とりわけ、燃やすごみの 1 割以上を占める食品ロスの削減や、世界的な問題となっているプラスチックごみ対策については、重点施策として強力に推進することとしている。
- この間、食品ロス対策として、全国に先駆けて削減目標を掲げ、販売期限の延長や「てまえどり」の促進などの啓発を進めてきたほか、プラスチックごみ対策としても、この度、他の政令指定都市に先駆け、プラ製品の分別回収に取り組むなど、環境先進都市として、全国をリードする取組を行ってきたことは評価したい。
- 今後も、引き続き、食品ロス削減対策やプラスチックごみ対策に積極的に取り組むこと。また、事業者においても、食品ロス対策の取組や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえた、特定 1 2 品目の使い捨てプラスチック削減等の取組も進められていることから、こうした民間事業者とも連携を図り、更なるごみ減量・資源循環を図られたい。